

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月24日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第21号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額） 第9条の2 略 （支給日等） 第16条の5 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じて当該各号に定める月の公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号。以下「支給規則」という。）第8条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。 （1）～（4） 略 <u>2 前項第1号及び第2号に掲げる通勤手当について、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の属する月の翌月の支給日に支給する。</u> <u>（1） 職員に新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った日とその日の属する月の支給日以後となる場合</u> <u>（2） 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日とその日の属する月の支給日以後となる場合（次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）</u> <u>3 前2項に規定する支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができる。</u> <u>4 略</u> <u>5 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあって</u>	（自動車等使用者の支給額） 第9条の2 略 （支給日等） 第16条の5 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じて当該各号に定める月の公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号。以下「支給規則」という。）第8条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。 <u>ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。</u> （1）～（4） 略 <u>2 略</u> <u>3 職員が支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当</u>

は条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあつては第1項第2号に定める月、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間、同項第2号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間をいう。以下この項において同じ。）に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間 当該支給単位期間の初日（条例第22条の3第3項第2号に掲げる通勤手当にあつては、当該通勤手当に係る特別急行列車等を利用した日）に職員が所属する給料の支給義務者

6 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第17条 通勤手当（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当を除く。次項において同じ。）の支給は、職員に新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずる

にあつては第1項第2号に定める月、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間、同項第2号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間をいう。）の中途においてその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合の通勤手当は、当該支給単位期間の初日（条例第22条の3第3項第2号に掲げる通勤手当にあつては、当該通勤手当に係る特別急行列車等を利用した日）に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給の始期及び終期）

第17条 通勤手当（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当を除く。次項において同じ。）の支給は、職員に新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずる

に至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。）
通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）

通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会に協議して教育委員会が定める場合 人事委員会に協議して教育委員会が定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、人事委員会に協議して教育委員会が定める。

4・5 略

(返納)

第17条の2 普通交通機関等に係る通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）又は条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当を支給される職員にあっては次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合に、普通交通機関等に係る通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものに限る。）又は自動車等に係る通勤手当を支給される職員にあっては第2号に掲げる事由が生じた場合には、それぞれ当該職員に、次項及び第3項に定める額を返納させるものとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により職員に普通交通機関等に係る通勤手当又は自動車等に

に至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3・4 略

(返納)

第17条の2 普通交通機関等に係る通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）又は条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、次項及び第3項に定める額を返納させるものとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により職員に普通交通機関等に係る通勤手当について返納さ

係る通勤手当について返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会に協議して教育委員会の定める月の末日にしたものとして得られる額
- (2) 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあっては第16条の5第1項第2号に定める月）に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、前項第2号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等に係る通勤手当又は自動車等に係る通勤手当の額

3 略

せる額は、前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会に協議して教育委員会の定める月の末日にしたものとして得られる額とする。

3 略

第17条の3 通勤手当（条例第22条の3第3項第2号に掲げる通勤手当を除く。）を支給される職員につき、月（特別急行列車等に係る通勤手当にあっては、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる月を除く。）の中途において支給規則第11条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に、当該通勤手当に係る支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあっては第16条の5第1項第2号に定める月、条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあっては同号に規定する支給単位期間をいう。）のうち当該月の分の額として人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額からその額を支給規則第11条第1項に規定する日割計算（条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当にあっては、当該月の全日数を基礎とした日割による計算）により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を差し引

いた額を返納させるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年9月2日から同月30日までの間に職員に新たに公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条の3第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は通勤手当（同条第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当を除く。）を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合における通勤手当（同条第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当を除く。）の支給単位期間（普通交通機関等（通勤手当に関する規則第7条に規定する普通交通機関等をいう。）に係る通勤手当にあつては同条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間、同規則第16条の5第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当にあつては同号に定める月）は、同年10月から開始するものとする。

(高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正)

- 3 高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給日等) 第8条 通勤手当の支給日等、支給の始期及び終期並びに返納については、通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）第16条の5から第17条の2までの規定の例による。この場合において、同規則第17条の2第3項第1号ア中「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあつては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。）」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」と、「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあつては、当該得られる額に相当する額）」とあるのは「額」と、「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同号イ中「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同項第2号ア中「額の2分の1に相当する額」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」とする。	(支給日等) 第8条 通勤手当の支給日等、支給の始期及び終期並びに返納については、通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）第16条の5から第17条の<u>3</u>までの規定の例による。この場合において、同規則第17条の2第3項第1号ア中「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあつては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。）」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」と、「額の2分の1に相当する額（特別通勤困難職員にあつては、当該得られる額に相当する額）」とあるのは「額」と、「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同号イ中「払戻金2分の1相当額等」とあるのは「払戻金相当額」と、同項第2号ア中「額の2分の1に相当する額」とあるのは「額」と、「2万円」とあるのは「22,800円」とする。